

# 臨時福祉給付金のお知らせ

**お問い合わせ** 市役所社会福祉課 地域福祉係 ☎63-5113 (内線 292)  
または、各支所・行政サービスセンター窓口

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な給付措置として実施します。

## ○支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において、佐渡市に住民登録がされている方で、平成26年度分の住民税が課税されていない方

(ただし、課税されている方の扶養親族等や生活保護の受給者等は除きます。)

※電話での課税状況等のお問い合わせについては、本人確認ができないため回答できません。あらかじめご理解をお願いします。(課税の有無は6月中旬に決定します。)

## ○支給額

- ・対象者1人につき10,000円
- ・【加算対象者】は1人につき5,000円を加算

### 【加算対象者】

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者  
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など  
(平成26年1月分の手当等を受給している方が対象)

## ○申請書の提出方法

6月中旬以降、支給対象に該当すると思われる方に申請書等を郵送します。申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。(市役所、各支所・行政サービスセンターの窓口でも受け付けます)

# 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

**お問い合わせ** 市役所社会福祉課 子育て支援係 ☎63-5113 (内線 287)  
または、各支所・行政サービスセンター窓口

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施します。

## ○支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において、佐渡市に住民登録がされている方で、次の2つの要件を満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

## ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付金の対象となる児童

(ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童は除きます。)

## ○支給額 対象児童1人につき10,000円

## ○申請書の提出方法

申請書は、6月に「児童手当・特例給付現況届」のご案内に同封し発送します。現況届とあわせて市役所、各支所・行政サービスセンターの窓口へ提出してください。

受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です(臨時福祉給付金が優先されます)